

滋賀県における空き家の流通促進および適正管理等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県空き家管理等基盤強化推進協議会（以下「乙」という。）は、甲と乙が連携して行う空き家対策の取組に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が互いに連携・協力し、滋賀県内における既存住宅の流通を促進することにより、空き家の発生の防止等を推進するとともに、地域の活力の低下の抑制を図り、併せて空き家について所有者による適正管理を促すことにより、良好な住環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 空き家 県内に存する住宅のうち、現に使用されていないものをいう。
- (2) 空き家バンク 空き家の流通に関し、次の業務を行うための仕組みをいう。ただし、当分の間は、②から⑤までに掲げる業務を行わないものも含む。
 - ① 所有者の申込みに基づき、空き家の売却、賃貸等を希望する空き家に係る情報を当該空き家の取得等を希望する者に紹介すること
 - ② 不動産業者の媒介による契約の締結
 - ③ ①に係る所有者の申込みの拡大のための情報提供、勧奨等
 - ④ ①に係る空き家の存する地域と空き家の取得等を希望する者との取得等に先立つ調整
 - ⑤ 空き家に関する各種団体が必要に応じて連携して行う、流通に向けたサービスの提供
- (3) 空き家の流通 空き家について有償もしくは無償での譲渡または賃貸借が行われることをいう。

（甲の役割）

第3条 甲は、この協定の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 甲、乙または市町が行う空き家対策の取組に係る連絡調整
- (2) 甲または乙が行う第1条に掲げる目的の達成に向けた取組に係る、甲のホームページやリーフレットによる情報発信

（乙の役割）

第4条 乙は、この協定の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 空き家の所有者等に対する相談窓口の設置
- (2) 市町の空き家等対策計画の策定に当たっての専門家の斡旋
- (3) 市町の空き家バンクへの運営協力

- (4) 市町の空き家バンクに対する専門家の随時派遣による技術的な支援
- (5) 空き家の有効活用や適正管理に関する意識啓発

(市町との協定)

第5条 前条第3号に掲げる業務に関し必要な事項については、県内の市町からの要請に応じて、当該市町と個別に協定を締結するものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲および乙は、この協定により知り得た情報を外部に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに甲または乙が書面により申し出を行った場合を除き、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新され、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造



乙 大津市におの浜一丁目1-18

滋賀県空き家管理等基盤強化推進協議会
会長 山本 勝義

